保護者の皆様へ

岩出市立山崎北小学校

学校感染症による出席停止について

平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

学校では、学校保健安全法に定められている、右記の学校感染症にかかると本人の休養と流行を防ぐため「出席停止」（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。お子さまが医師より学校感染症の診断を受けた場合は、右の出席停止の基準に従って、ご家庭でゆっくり休養させてください。

保護者の皆様には、これまでのご協力に感謝申しあげますとともに、引き続き感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

きりとり

証　明　書

学 校 長　様

年　　組　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者（　　）の感染の恐れがないと認めますので

（　　）月（　　）日から登校することを許可します。

令和　　年　　月　　日

医師名　　㊞

学校感染症について

学校感染症とは、学校において予防すべき感染症として学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。

✿これらの感染症と診断されたときは、医師の許可がでるまで家庭で安静にし、学校を休まなければなりません。その間は、出席停止（欠席扱いとしない）となります。

✿診断された場合は学校まで必ず連絡してください。また、登校する際には「証明書」を主治医に記入していただき、学校に提出してください。

※「証明書」は、学校にもありますし、山崎北小学校のホームページからダウンロードすることもできます。
※インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、「報告書」を保護者のみなさまがご記入の上、学校へ提出してください。医師による証明は必要ありません。用紙は、学校にもありますし、山崎北小学校のホームページからダウンロードすることもできます。

≪ 学校感染症の種類と出席停止の取り扱いについて(学校保健安全法施行規則19・20条) ≫

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※下記記載	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日（幼児３日）が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱(ﾌﾟｰﾙ熱)	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	※下記記載	病状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで

※第1種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ

※第3種学校感染症：

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症